

お 知 ら せ

令和 8 年 3 月 19 日付、事務連絡にてお知らせいたしました、「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」再度お知らせいたします。

添付書類として申立書の記入欄のある、現況書をお送りいたしましたが、記入方法等についての問い合わせが多くありましたので、記入方法を追記したものを新たに作成いたしました。

先にお送りしたのももご使用いただけますが、今後はこちらをご使用くださるようお願いいたします。

給与収入のみの方の、収入確認書類が以下のように変更になります

○適用日

- 令和 8 年 4 月 1 日（認定日が令和 8 年 4 月 1 日以降となるもの）

○必要書類

- 給与収入のみである旨の申立書（被扶養者として申請される方が記入してください）
 - ▶現況書の記入欄に記入する（旧式の現況書を使用する場合は、空欄に記入する）
- 労働条件通知書 等
 - ▶労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等
 - ▶時給・労働時間・日数等を用いて年間収入を算出
 - ▶明確な規定がなく予め金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入に含めない

※ 労働契約の更新が行われた場合や、労働条件に変更があった場合には、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出が必要となります。

- 給与収入のみの方でも、次の場合に該当する方は、従来どおり「給与明細」等により年間収入を判定することになります。

- ▶「労働条件通知書」等で、労働時間、勤務日数等が確認できず、年間収入を算出できない
- ▶「労働条件通知書」等の書類がない

